後発医薬品の調剤割合

地域支援体制加算の施設基準に係る届出書添付書類

4 V = 1 /2 Po = 2	()	調剤基本料 1				
1 当該保険薬局における調剤基本	()	調剤基本料 2				
料の区分	()	調剤基本料3	<u>-1</u>			
(いずれかにO)	()	調剤基本料3	<u>- п</u>			
(6) 140% 1207	()	特別調剤基本	:料(「区分番号00」の「注2	Л)		
(調剤基本料1を算定	する保険薬局	のみ記載する事	項)			
2 麻薬小売業者免	許証の番号					
		及び指導の実施 年 月	状況(届出時の直近一年間)			
在宅患者に対す 算定回数:	る薬学的管理 回	及び指導の実施	状況			
算定回数:		護予防居宅療養	管理指導費 (介護保険)			
4 かかりつけ薬剤		かかりつけ薬剤	師包括管理料に係る届出	ロあり		
(届出を行う全ての保	険薬局が記載	する事項)				
5 薬剤服用歴管理						
6 薬局における情報提供に必要な体制の整備状況						
7 開局時間						
3 薬局における薬学的管理指導に必要な体制及び機能の整備状況						
9 在宅での薬学的	管理指導に必	要な体制の整備	状況			
10 備蓄品目数				品目		
	_		関に係るものの回数及びその割	合		
期間: 年	月 ~	年 月	T			
・受付回数	加士签亚什豆	жь				
・主たる医療機関の処方箋受付回数回・集中率(%)%						
★ 十平 \ 70 /			I .	70		

13 管理薬剤師							
・氏名							
• 薬局勤務経験年数				年			
・週あたりの勤務時間				時間			
・在籍年数				年			
14 当該在宅支援連携体制を構築する保険薬局							
	1			2			
・名称							
・所在地							
15 当該薬局	15 当該薬局における 24 時間の直接連絡を受ける体制						
(次のいずれかに〇をつけ、薬剤師名等を記入すること。)							
(1) 担当者が固定している場合							
(2) 曜日、	(2) 曜日、時間帯ごとに担当者が異なる場合						
(主な担当者を記載することで差し支えない。)							
• 担当薬剤師名:							
・連絡先:							
16 医療材料及び衛生材料の供給に必要な整備状況							
17 患者のこ	プライバシーに配慮した服薬指導の方	法					
18 副作用報告に係る手順書の作成と報告実施体制について							
19 プレアオ	ドイド事例の把握・収集に関する取組	の有無		□あり			

[記載上の注意]

- 1 当該保険薬局に勤務する保険薬剤師の氏名、勤務の態様(常勤・非常勤の別)及び勤務時間 について、別紙2の様式4を添付すること。ただし、当該様式において、「専従・非専従、専 任・非専任の別」についての記載は要しない。
- 2 「1」については、当該保険薬局における調剤基本料の区分に該当するもの1つに〇を付し、 様式84の「調剤基本料の施設基準に係る届出書添付書類」の写しを添付すること。また、 調剤基本料1以外の薬局については、様式87の3の2についても記載し添付すること。
- 3 「5」については、薬剤服用歴の記録の見本を添付すること。
- 4 「6」については、医薬品医療機器情報配信サービス(PMDAメディナビ)に登録していることが確認できる資料を添付すること。
- 5 「7」については、自局の開局時間を記載すること。
- 6 「8」については、職員等に対する研修実施計画及び実施実績等を示す文書を添付すること。
- 7 「10」については、品目リストを別に添付すること。
- 8 「11」の期間については、調剤報酬点数表の区分番号 O O に掲げる調剤基本料における特定 の保険医療機関に係る処方による調剤の割合の判定の取扱いに準じるものであること。
- 9 「12」については、調剤報酬点数表の区分番号 O O に掲げる調剤基本料の注 5 に掲げる後 発医薬品調剤体制加算における後発医薬品の規格単位数量の割合の判定の取扱いに準じるも のであること。
- 10 「13」の「薬局勤務経験年数」については、当該薬剤師の薬局勤務年数を記載すること。「週 あたりの勤務時間」については、当該薬剤師の1週間あたりの平均勤務時間を記載すること。 「在籍年数」については、当該保険薬局に勤務しはじめてから、届出時までの当該薬剤師の在

籍期間を記載すること。

- 11 「16」については、医療材料及び衛生材料の品目リストを添付すること。
- 12 「17」については、プライバシーへの配慮の方法について具体的に記載すること。
- 13 調剤基本料 1 を算定する保険薬局は様式 90 の「かかりつけ薬剤師指導料及びかかりつけ薬剤師包括管理料の施設基準に係る届出書添付書類」の写しを添付すること。
- 14 「18」については、当該手順書の写しを添付すること。なお、平成30年9月30日までは要件を満たしているものとして取り扱う。
- 15 「19」については、薬局機能情報提供制度における「プレアボイド事例の把握・収集に関する取組の有無」について記載し、薬局機能情報提供制度における当該保険薬局に係る掲載内容の写し及び取組実績があることを確認できる資料の写しを添付すること。なお、平成31年3月31日までは要件を満たしているものとして取り扱う。
- 16 当該届出の変更を行う際は、変更に係る項目のみの届出で差し支えないこと。